

令和4年度
指定障害福祉サービス事業者集団指導資料

事業運営に関する留意事項等について
(自立生活援助)

資料

- 自立生活援助について
- 自立生活援助事業の運営について
- 自立生活援助サービス費

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部
地域生活支援課 在宅支援担当

自立生活援助の整備の促進

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容より

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考) 基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位／月	1,090単位／月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位／月	817単位／月

● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算

（同行支援の回数にかかわらず）500単位／月



【見直し後】同行支援加算

（月2回まで）500単位／月 （月3回）750単位／月 （月4回以上）1,000単位／月

● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合+50単位／日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位／日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算

35単位／月（体制加算）

- ・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算

500単位／回（月1回を限度）

- ・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



自立生活援助事業の運営について

1 自立生活援助事業者の責務

自立生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

また、関係機関との連携を図り、常に障害福祉サービスの向上に努めなければならない。

- 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 指定事業者等は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村（特別区を含む）、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。
- 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

（障害者総合支援法 第42条）

2 指定・運営基準の遵守

指定事業者として、人員基準及び運営に関する基準を常に満たす必要がある。

- 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(障害者総合支援法 第43条)

《条例》

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例

(平成24年12月13日東京都条例第155号)

《解釈通知》

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)

《基準の概要》

■ 人員基準

管理者	1名(原則専従) ※管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可
サービス管理責任者	利用者数30人以下：1名以上 利用者数31人以上：1名に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
地域生活支援員	1人以上 ※利用者数25に対し1人を標準とし、利用者数が25又はその端数を増すごとに増員することが望ましい

※サービス管理責任者と地域生活支援員について原則専従。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は他の職務の兼務可(他の職務の常勤換算に参入することは不可)。

※サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務は可

(なお、自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定するものとする)

■ 設備基準

事務室、相談スペース、手指洗浄の設備、その他事業に必要な設備、備品(鍵付書庫ほか)等

■ 指定自立生活援助事業運営基準（主なもの）

○ 実施主体（条例第１９２条の１７）

- ・指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

○ 定期的な訪問による支援（条例第１９２条の１８）

- ・おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

○ 随時の通報による支援等（条例第１９２条の１９）

- ・利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
- ・利用者の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- ・利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

○ 以下準用（条例第１９２条の２０）

○ 勤務体制の確保等（条例第１２条）

- ・指定自立生活援助事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めなければならない。
- ・指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業員によって指定自立生活援助を提供しなければならない。
- ・従業員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。
- ・職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

○ 業務継続計画の策定等（条例第１２条の２）【令和６年３月３１日まで努力義務】

- ・指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- ・指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - ・指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 内容及び手続の説明及び同意（条例第 13 条）
- ・利用の申込みに当たって、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。
- 契約支給量等の報告等（条例第 14 条）
- 提供拒否の禁止（条例第 15 条）
- ・正当な理由なく、指定自立生活援助の提供を拒んではならない。
- 連絡調整に対する協力（条例第 16 条）
- サービス提供困難時の対応（条例第 17 条）
- ・通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定自立生活援助を提供することが困難であると認める場合は、他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 受給資格の確認（条例第 18 条）
- ・受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。
- 介護給付費の支給の申請に係る援助（条例第 19 条）
- 心身の状況等の把握（条例第 20 条）
- 指定障害福祉サービス事業者等との連携等（条例第 21 条）
- 身分を証する書類の携行（条例第 22 条）
- ・従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
- 記載すべき事項：事業者の名称、従業者の氏名
- 望ましい事項：写真の貼付、職能の記載
- サービス提供の記録（条例第 23 条）
- ・指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録しなければならない。

《記載する内容》

- ・ 指定自立生活援助の提供日
- ・ 提供したサービスの具体的内容
- ・ 実績時間数
- ・ 利用者負担額

前項の記録に関しては、利用者から確認を受けなければならない。

- 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（条例第 2 4 条）
- 利用者負担額等の受領（条例第 2 5 条）
 - ・ 利用者負担額の受領を受けること。
 - ・ 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合は、それに要した交通費の支払を受けることができる。
 - ・ 支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
 - ・ 交通費等の支払を受ける場合は、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。
- 利用者負担額に係る管理（条例第 2 6 条）
- 介護給付費の額に係る通知等（条例第 2 7 条）
- 支給決定障害者等に関する区市町村への通知（条例第 3 3 条）
- 衛生管理等（条例第 3 4 条）
 - ・ 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
 - ・ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
 - ・ 事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、下記の措置を講じなければならない。【令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務】
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 掲示（条例第 3 5 条）
 - ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- ・上記に規定する事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、上記の規定による掲示に代えることができる。

○ 秘密保持等（条例第 36 条）

- ・事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ・他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により、当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

○ 情報の提供等（条例第 37 条）

○ 利益供与等の禁止（条例第 38 条）

○ 苦情解決（条例第 39 条）

- ・利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情解決の体制及び手順等事業所における苦情を解決するための措置を講じなければならない。
- ・苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
- ・区市町村、都道府県の調査への協力、指導・助言に従って必要な改善を行わなければならない。

○ 事故発生時の対応（条例第 40 条）

- ・都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。
- ・利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

日頃より、利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族・区市町村・都に対する報告をお願いします。

【都報告先】 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

◎フォーム：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652765652394>

・電話：03-5320-4325

・FAX：03-5388-1408

・メール：S0410818@section.metro.tokyo.jp

○ 虐待の防止（条例第40条の2）

- ・虐待の発生及び再発を防止するため、下記の措置を講じなければならない。
 - 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
 - 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - 三 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ・上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

○ 会計の区分（条例第41条）

- ・事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

○ 管理者の責務等（条例第53条）

- ・従業者及び業務の管理その他の管理
- ・従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令

○ サービス管理責任者の責務等（条例第54条、条例第192条の6）

- ・自立生活援助計画の作成に当たり、当該利用者にアセスメントを行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
- ・アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該自立生活援助計画の原案に含めるよう努めなければならない。
- ・自立生活援助計画の作成に当たっては、利用者に対する指定自立生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- ・自立生活援助計画を作成した際は、当該自立生活援助計画を利用者に交付しなければならない。
- ・自立生活援助計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも3月に一回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

- ・利用の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
 - ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
 - ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 指定自立生活援助の取扱方針（条例第62条）
- ・自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
 - ・指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。
 - ・提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 相談及び援助（条例第63条）
- 運営規程（条例第192条の10）
- 記録の整備（条例第192条の11）
- ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
 - ・利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 電磁的記録等（条例第209条）
- ・作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
 - ・指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

3 令和3年度報酬改定等の概要について（自立生活援助における新設加算減算等）

（1）基本報酬の対象者の見直し

現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス費（Ⅰ））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者を加える。

《自立生活援助サービス費（Ⅰ）》（見直し後）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558 単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090 単位／月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

（2）人員基準の緩和

自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

《人員基準の見直し》（見直し後）

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

※ ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定する。

（3）標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い

標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

《支給決定の更新に係る利用期間の見直し》（見直し後）

標準利用期間（1年間）を超えて、更にサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である。（必要に応じて更に更新可）

（4）同行支援加算の見直し

同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から同行支援の回数に応じて評価する。

《同行支援加算の見直し》（見直し後）

ア 月2回まで外出を伴う支援を行った場合 500 単位／月

イ 月3回外出を伴う支援を行った場合 750 単位／月

ウ 月4回以上外出を伴う支援を行った場合 1,000 単位／月

(5) 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所について地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。(緊急時の対応を行った場合に加算)

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》 + 50 単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
※ 緊急時支援加算 (Ⅰ) を算定した場合に更に + 50 単位を上乗せする。

(6) 夜間の緊急対応・電話相談の評価

業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。

《緊急時支援加算【新設】》

ア 緊急時支援加算 (Ⅰ) 711 単位/日

+ 50 単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合 (再掲)

※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜 (午後 10 時から午前 6 時) に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。

イ 緊急時支援加算 (Ⅱ) 94 単位/日

※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜 (午後 10 時から午前 6 時) に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算 (Ⅰ) を算定している場合は、算定しない。

(7) 精神保健医療と福祉の連携の促進

精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

《日常生活支援情報提供加算【新設】》 100 単位/回 (月 1 回を限度)

(8) 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

ア 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、事業者が居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を構築し、月に 1 回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

《居住支援連携体制加算【新設】》 35 単位/月 (体制加算)

イ 事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500 単位/回 (月 1 回を限度)

(9) ピアサポートの専門性の評価

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

《ピアサポート体制加算【新設】》 100 単位／月（体制加算）

(10) 感染症や災害への対応力の強化

ア 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化

【令和6年3月31日まで努力義務】

イ 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

【令和6年3月31日まで努力義務】

(11) 障害者虐待防止の更なる推進

(12) 人員基準における両立支援への配慮等

(13) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用

(14) 地域区分の見直し

○自立生活援助サービス費 (令和3年4月～)

基本部分			注			注
			サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算
地域生活支援員1人あたりの利用者数						
イ 自立生活援助サービス費 (Ⅰ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,558単位)	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×95/100	+230単位
	(2) 30:1以上	(1月につき1,090単位)				
ロ 自立生活援助サービス費 (Ⅱ) (サービス費 (Ⅰ) 以外の者)	(1) 30:1未満	(1月につき1,166単位)	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100		
	(2) 30:1以上	(1月につき817単位)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) (1月につき450単位を加算)	…	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている事業所			
	ロ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ) (1月につき300単位を加算)	…	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が25%以上雇用されている事業所			
	ハ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) (1月につき180単位を加算)	…	地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所			
ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)			…	障害者ピアサポート研修等の修了者の配置等を行った場合		
初回加算 (1月につき500単位を加算)			…	自立生活援助計画を開始した場合 (初月のみ)		
同行支援加算	イ 2回以下	(1月につき500単位を加算)	…	外出を伴う支援を行った場合		
	ロ 3回	(1月につき750単位を加算)				
	ハ 4回以上	(1月につき1,000単位を加算)				
緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算 (Ⅰ)	(1日につき711単位を加算)	…	注 地域生活支援拠点の場合 +50単位		
	ロ 緊急時支援加算 (Ⅱ)	(1日につき94単位を加算)	…	緊急時に、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合		
			…	緊急時に、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合		
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度) (1回につき150単位を加算)			…	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合		
日常生活支援情報提供管理加算 (月1回を限度) (1回につき100単位を加算)			…	精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合		
居住支援連携体制加算 (1月につき35単位を加算)			…	居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有を行った場合		
地域居住支援体制強化推進加算 (月1回を限度) (1回につき500単位を加算)			…	居住支援法人と共同し、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合		